



はい！こちら消費生活センターです

「原野商法の二次被害に気をつけて」

Q

先日、知らない会社から電話があり、所有している土地のことについて話をしたいと言われた。それは父から相続した土地で、30年以上も前に原野商法で父が騙されて購入したほとんど価値のない土地のことだった。電話をしてきた業者の担当者によると最近、外国人の間で投資ブームが起きて近辺の土地も外国人の購入が相次いでおり、自分の土地も購入を希望している人がいるので売らないかという話だった。そんなうまい話があるのかと不審に思ったが、土地を処分できるならという気持ちもある。

(60歳代 男性)

A

開発の見込みのない原野や山林を時価の何倍もの価格で売りつけるのが原野商法です。

過去にそれらの被害にあった人たちを狙って原野商法の二次被害が続いています。

購入希望者がいるように装って、土地の除草や測量、整地、広告費用など様々な理由で契約させてお金を支払わせますが、実際に土地が売れる見込みはまずありません。

最近では、購入希望者の買付証明書なるものを送付して信用させるなど、より手の込んだ勧誘も増えてきています。このような勧誘があった場合は、業者のセールストークを鵜呑みにして安易に話に乗ることはせず、実際の土地の売買状況を調べたり、現地の自治体に課税評価額を確認してみるなどして慎重に判断することが大切です。

センターの助言をもとに相談者が調べたところ、土地の価値があがっていないことがわかり、契約することはありませんでした。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎0774-72-9955（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）
相談時間 午前9時～午後4時
住所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階
京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）
※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は075-257-9002へ
（電話のみ）



相談すれば 楽になる